

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件  
 原告1の1外  
 被告福島県外7名

### 準備書面(17)

平成30年10月3日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡辺 健寿



同訴訟復代理人弁護士

渡辺 慎太郎



同

鈴木 靖裕



同

久納 京祐



原告ら準備書面(52)に対して

1 被告福島県が実施している県民健康調査甲状腺検査においては、超音波検査による一次検査の結果、B判定(5. 1mm以上の結節や20. 1mm以上のう胞)あるいはC判定(直ちに二次検査を要するもの)であった対象者について、二次検査として、詳細な超音波検査、血液検査、尿検査を実施している。

詳細な超音波検査、血液検査、尿検査の結果、改めてA1判定(結節やのう胞なし)あるいはA2判定(5. 0mm以下の結節や20. 0mm以下のう胞)相当とされた者は、概ね2年後の次回の県民健康調査甲状腺検査を受診することでよいとされる。

詳細な超音波検査、血液検査、尿検査の結果、細胞診検査を実施する必要があると認

められた場合、二次検査の追加的検査として、穿刺吸引細胞診を実施する。

二次検査の穿刺吸引細胞診の結果「悪性ないし悪性疑い」とされた症例については、県民健康調査甲状腺検査の過程としてその結果を把握することとなり、被告福島県は検査を担当している福島県立医大からこのような「悪性ないし悪性疑い」の症例数の報告を受け、一般に公表している。

- 2 二次検査の結果、A 1 判定（結節やのう胞なし）あるいはA 2 判定（5. 0 mm以下の結節や20. 0 mm以下ののう胞）相当以外であるが、「悪性ないし悪性疑い」とはされない場合については、次回の県民健康調査甲状腺検査を受けることでよいとされるケースと、担当医師から次回の県民健康調査甲状腺検査を待たずに医療機関に赴き受診するよう勧めるケースに分かれる。

県民健康調査甲状腺検査の対象者において、県民健康調査甲状腺検査を受けた後、担当医師からの勧めを受けて医療機関で甲状腺の診療を受ける場合、あるいは担当医師からの勧めがなくても自らの判断により医療機関で甲状腺の診療を受ける場合は、いずれも対象者が検査ではなく診療を受けるというものであって、県民健康調査甲状腺検査の範囲から外れることとなる。

県民健康調査甲状腺検査の対象者が、県民健康調査甲状腺検査の範囲から外れた後に、医療機関で受診したか否か、受診の経過及び結果については、被告福島県は把握していない。

ちなみに、県民健康調査甲状腺検査の範囲から外れた対象者が、医療機関で受診したか否か、受診の経過及び結果について、被告福島県が全例の追跡をすることは極めて困難である。

3. 上記のとおり、県民健康調査甲状腺検査に関連して「悪性ないし悪性疑い」と診断される症例は、対象者の経過により一律ではなく、被告福島県における県民健康調査甲状腺検査としての症例把握の状況は、対象者の検査経過により異なっている。
4. 原告らは、原告ら準備書面（52）5頁において、「二次検査で経過観察とされた者が引き続き福島県立医大に受診中に小児甲状腺がんの『悪性ないし悪性疑い』が判明した場合に当該情報を被告福島県に報告する義務を負うのは当然のことのみならず、福島県立医大以外の医療機関に受診した者の中から小児甲状腺がんの『悪性ないし悪性疑い』

が判明した場合の情報についても、福島県立医大は当該医療機関に当該情報提供の要請をし、情報収集に努める義務を負っている」と主張し、更に、「甲状腺検査を実際におこなっているのが別法人の福島県立医大であるということを理由に、被告福島県は本件症例数に関する説明責任を免れることはできない。」とするが、否認する。

原告らが上記において主張する「二次検査で経過観察とされた者が引き続き福島県立医大に受診中に小児甲状腺がんの『悪性ないし悪性疑い』が判明した場合」と、「二次検査で経過観察とされた者が・・・福島県立医大以外の医療機関に受診した者の中から小児甲状腺がんの『悪性ないし悪性疑い』が判明した場合」とは、いずれも県民健康調査甲状腺検査の範囲から外れたケースである。

県民健康調査甲状腺検査の対象者が、県民健康調査甲状腺検査の範囲から外れた後に、医療機関で受診したか否か、受診の経過及び結果については、被告福島県は把握していない。

県民健康調査甲状腺検査の対象者が、県民健康調査甲状腺検査の範囲から外れて医療機関で受診したか否か、受診の経過及び結果については、被告福島県には原告らが主張する情報提供の要請や、情報収集に努める義務はない。

さらに、原告らが主張する訴訟法上のレベル（原告ら準備書面（52）第3）の点についていえば、被告福島県には、現在把握していない症例数について、原告らの本件訴訟における求釈明に回答するために、原告主張のような追跡、把握をすべき訴訟手続上の義務は全く無い。

よって、被告福島県は原告ら準備書面（33）及び原告ら準備書面（43）による求釈明に対して回答をしない。

5 以上のはか、原告ら準備書面（52）については、原告らの意見を述べるだけのものであり、当初の求釈明に関する主張としては被告福島県の認否反論を要しないものと思料することは被告福島県準備書面（5）において主張したとおりである。